

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

定期接種

平成26年度の対象者には、10月に予診票を郵送しました。予防接種を希望される方は、羽島郡内の指定医療機関などで**平成27年3月31日までに**接種を受けてください。

なお、平成27年4月1日以降に接種を受けた場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

【接種回数】1回

【対象者】①笠松町に住民登録のある今年度65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になれる方

年 齢	生 年 月 日
65歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
80歳	昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生
85歳	昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生
90歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
95歳	大正 8年4月2日生～大正 9年4月1日生
100歳以上	大正 4年4月1日以前生まれの方

②60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される状態の方
※過去に任意(自費または町の助成)で接種された方は、接種対象外です。

【自己負担金】4,000円

(生活保護の方は、自己負担金を免除しますので、福祉健康課へ事前に申請してください)

【持 ち 物】高齢者肺炎球菌予防接種予診票・健康手帳・健康保険証

任意接種(平成27年3月31日で終了します)

定期接種対象者以外で肺炎球菌予防接種を希望される方に、接種費用の一部を助成します。

【対象者】接種日に笠松町に住民登録がある65歳以上の方で、定期予防接種対象者以外の方

【助 成 額】4,000円(ただし、接種費用が4,000円未満の場合はその接種費用)

【助成回数】1人1回のみ

【助成方法】

	羽島郡内の指定医療機関で接種する場合 (接種後、町に申請する必要はありません)	羽島郡外の医療機関で接種する場合 (接種後、町へ申請してください)
接種・申請の方法	①医療機関へ予約 ②医療機関に設置してある「高齢者肺炎球菌予防接種費用に関する助成申請書」を記入し接種を受ける ③町の助成額4,000円を差し引いた接種費用を支払う (接種費用は医療機関によって異なります)	①医療機関で接種費用を全額支払い、接種を受ける (接種費用は医療機関によって異なります) ②医療機関で接種した証明(接種済証など)と接種費用のわかる領収書をもらう ③接種後3か月以内に、役場福祉健康課窓口または福祉健康センターへ申請する ※申請後、助成金を接種された方の口座に振り込みます。
持ち物	〈接種時に必要なもの〉 ・健康保険証 ・印鑑	〈申請時に必要なもの〉 ・申請書(接種前または申請時に、役場福祉健康課窓口または福祉健康センターでお渡しします) ・印鑑 ・領収書 ・接種した証明(接種済証など) ・振込先のわかるもの

【問 合 先】福祉健康課